

2026年4月22日

大阪市
市長 横山 英幸様

大阪教育合同労働組合
執行委員長 高田 晴美

大阪市教育委員会
教育長 多田 勝哉様

同 大阪支部
支部長 澤村 幸雄

団体交渉申入書

当組合は、2026年度の夏期一時金要求及び勤務労働条件等について、以下の通りの内容で団体交渉を申し入れるので、誠意をもって交渉に応じられたい。

記

1. 団交日時 双方協議の上、早期に設定
2. 団交場所 大阪市庁舎内
3. 団交事項
 1. 以下の要求事項について
 2. その他関連する事項について

4. 要求事項

- (1) 物価上昇を考慮し、管理職以外の職員に対する夏期一時金の支給割合を 2025 年度大阪市人事委員会勧告 2.325 月（期末手当 1.2625 月、勤勉手当 1.0625 月）以上に引き上げること。
- (2) 一時金の傾斜配分（役職段階別加算措置）を廃止すること。廃止できない場合は一律 7.5% にすること。
- (3) 勤勉手当へ「成績率」適用をやめること。
- (4) 2025 年 8 月総務省自治行政局公務員部が作成した「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」に基づき、賃金格差を是正するためにも常勤講師を給与表 2 級に格付けること。
- (5) 勤務時間数に関係なく全ての会計年度任用職員に一時金を支給すること。また、勤務時間を超える業務には超過勤務手当を支給すること。
- (6) 職名の違う会計年度任用職員を重複して雇用している場合は、勤務時間を合計し一時金を支給すること。
- (7) 非常勤講師の賃金を、授業コマ数ではなく在校時間（教材研究・成績処理等の業務を含む）を基準として支給すること。
- (8) 行政職と同等に学校園にも役職定年制を導入すること。
- (9) その他、関連事項
 - ・本務者の復職にともなって、育休代替講師を年度途中で雇止めしないこと。

以上